申立の概要

再申立て

【年金記録の訂正について再申立てをされる方へ】

★　再申立てとは、第三者委員会において年金記録の訂正が不要との判断が行われた後に、年金記録の訂正につながる新たな資料・情報が出てきた場合に、改めて申立てを行うことです。

★　再申立ての場合には、以下に新たな資料・情報の内容を具体的に記述してください。また、新たに見つかった資料については、そのコピーを添付してください。